

## 世田谷区公告第 6 7 号

世田谷区街づくり条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例第 1 7 号）第 1 6 条において準用する同条例第 1 4 条第 1 項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和 8 年 9 月 3 日

世田谷区長 保 坂 展 人

### 1 地区街づくり計画の名称

千歳烏山駅周辺地域地区街づくり計画

### 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域

世田谷区南烏山二丁目、南烏山四丁目、南烏山五丁目、南烏山六丁目、上祖師谷一丁目、粕谷四丁目、給田二丁目及び給田三丁目各地内

### 3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所

世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課

### 4 縦覧期間及び意見書の提出期間

令和 8 年 9 月 3 日から同年同月 1 7 日まで

### 5 意見書の提出先

世田谷区烏山総合支所街づくり課